

## 令和6年 第5回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和6年5月27日(月) 午後1時23分～午後2時56分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番	宇佐美幸雄	2番	山田 茂	3番	竹内 佳重
	4番	須藤 克美	5番	宮口 太郎	6番	井上 豊
	7番	芝崎 篤子	8番	眞砂 幸光	9番	神宮 俊夫
	10番	戸塚 勉	11番	橋本 一男	12番	武井 洋一
	13番	田中 正明	14番	中山 範雄	15番	金井 亮
	16番	伏田 再子	17番	丸山 征二		

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 恭義	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	眞下 貴光	農地係	中嶋 圭
農業振興係	大河原健斗		

### 会議の概要

議長 ただいまから令和6年第5回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、4番須藤克美委員・14番中山範雄委員の両君を指名します。  
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 令和6年4月25日開催の第4回の総会で許可相当の議決案件、農地法4条関係3件、5条関係13件につきましては、令和6年5月20日付で許可書を交付いたしました。

現況証明の4月分の取扱いについてですが、1件、2筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

群馬県農業会議の第2回常設審議委員会が5月20日に前橋のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。総会終了後には、第1回群馬県農業会議理事会と群馬県農業会議役員候補者打合せ会が開催され、こちらも丸山会長が出席されました。

報告は以上となります。

議 長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年5月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから2ページ記載の9件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

16番。

16番委員 16番です。農地法第3条の3番です。これ現地確認いたしましたところ、今は草がちょっと生えておりますけれども、平らで日当たりもよく、耕作するにとってもいいところではないかと思いました。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

5番。

5番委員 5番です。議案第1号、農地法第3条関係の6番と8番でございます。6番の案件は、21日に会長はじめ班長と見に行き太陽光も既にできており、3年後の更新ということで問題ないと思っています。よろしくお願ひします。

また、8番につきましては、〇〇からの〇〇ができる一画の畑で住宅のすぐ前の畑ということでございます。問題ないと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。農地法第3条の4番です。これは、5条7番でも出てくる地上権設定の問題なのですが、営農型でブルーベリーを作付するというところで、前回もあつたらしいのですが、前任の農業委員さんから昨年言われて、ブルーベリーを作る予定だけれども、苗が植わっていないようだから様子を見ておくように言われて昨年見に行ったのだけれども、今回もちょっと見て、調査書には、植えてあるが、作付はありとかとあるのですが、中に入ることにはできないので、外から見ただけですけれども、まるっきり耕作されている様子はないようなどころでちょっと問題があるのではないかなと思ひまして、皆様のご意見いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありますか。

10番。

10番委員 10番です。議案第1号、農地法第3条の規定による申請案件7番です。この案件は、5条12番に関連する営農型太陽光申請に関する区分地上権の設定で、契約の更新であり、問題ないと思ひます。

議 長 ほかに。

2番。

2番委員 2番です。議案第1号、農地法第3条の2番です。これ地区は違ひますが、農家の人が買うということで問題ないかと思ひます。

以上です。

議 長 ほかに。

8番。

8番委員 8番です。議案第1号、農地法第3条の2ページの一番最後、10番です。この場所は、太陽光は既に新築されておひまして、下にサカキも植わつておひます。

名義が変わると。所有権の変更ということで、特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありますか。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 1 番です。事務局から説明がありましたように、2 名の共有となっている畑についてでございます。県外で生活している〇〇が地元の〇〇へ所有権を贈与するというものでございます。問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。農地法第 3 条の申請の 5 番です。これは、5 条の 8 番の地上権設定の申請でございます。皆さんで現地調査で伺いました。令和 3 年から申請が出ていましてやっているところなので、問題があるけれども、そんなに大した問題ではないと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1 班に 6 番から 8 番と 1 0 番の 4 件、2 班に 4 番と 5 番の 2 件、3 班に 1 番から 3 番の 3 件、以上合計 9 件を付託します。

次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願ひたい。

令和 6 年 5 月 2 7 日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第 2 号、農地法第 4 条の申請は、議案書 3 ページ記載の 1 件です。受理し

た申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

17番委員 17番から意見を言います。

こちら〇〇のまちの中なのですが、住宅に隣接している土地でありまして、本人は全く農地ということを知らずに使っていたようで、始末書も添付されています。また、3種農地でもありますので、転用は仕方ないと思われれます。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思えます。なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に1番の1件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年5月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、5月21日に実施された申請面積1,000平米以上及び営農型太陽光発電案件に係る5条申請7件の現地調査につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。なお、7番と8番の申請につきましては、申請業者から呼び出しのほうを行っております。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。令和6年5月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書4ページから5ページ記載の17件及び議案書6ページ記載の計画変更2件の計19件です。受理した申請書は、農地法5条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

6番。

6番委員 6番です。議案第3号、農地法第5条の2番の関係で現地を確認いたしましたところ、受け人の方の〇〇の隣接であり、資材置場、駐車場ということで特段問題がないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 ほかにありますか。

5番。

5番委員 5番です。議案第3号、農地法第5条関係の11番と16番でございます。11番の案件は、先ほど申し上げた3条の6番の案件でございます。問題ないと思います。

16番は、この人が〇〇で〇〇を経営しているすぐ前の山林、畑ということで、問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 3番。

3番委員 3番です。農地法第5条関係の9番と10番です。この案件については、9番については、前から宅地の申請が出ている場所で、排水路とか水道の用地があったところで、また申請のし直しということで出ております。

10番については、この土地については、南側は畑なのですけれども、自分の土地なのですけれども、その西側が太陽光、北側が宅地になって、東側は道路になっております。一応この場所については問題ないと思われまますので、よろしく申し上げます。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号、農地法第5条の6番。この場所は、昔の市の〇〇の裏側に当たります。現地のほうは、道路の横のところは太陽光ができていたり、上のほうにも太陽光できているのですけれども、この場所はもう正直なところ荒廃しているような荒地になっています。関連して、計画変更の2番でも出ているのですけれども、活用してもらえればよしと思って問題ないと思います。それから、17番のほうは、先ほど話しましたように、この場所は営農型で許可されているところの名義の変更ですので、これも問題ないと思います。よろ

しくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

10番。

10番委員 10番です。農地法第5条の規定による許可申請案件、12番です。この案件は、3条の7番と関連しておりまして、賃貸借権設定の一時転用3年間の延長でございます。現地は適正に管理されておりますので、問題ないと思います。

議 長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。農地法第5条の7番と15番です。7番につきましては、3条のほうで申しあげました営農型太陽光発電、ちょっと問題があるのではないかということです。

15番につきましては、長年耕作されていなかった土地で、隣接地はもう既にソーラーパネルが設置してありまして、反対側、内側の農地にも特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 13番です。議案第3号、農地法第5条の13番と14番です。この土地は、〇〇の北側に当たりまして、ちょうど〇〇の下辺りにある土地です。一応確認したところ、特に太陽光を設置するに問題がないと思われま。

14番は、この太陽光を設置するに当たり、通路用地として一時転用で特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1番。

1番委員 1番です。議案第3号、農地法第5条の申請で、4番、5番、8番になります。8番は、先ほどの3条の5番で説明がありましたとおり、同じところでございます。

4番、5番も、前に1度申請が出ているところで、特に周りの農地にも影響はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番から。

農地法第5条の1番と3番になります。1番につきましては、入り口としての

拡張で3種農地でありまして、周辺農地への影響はないと考えられます。3番につきまして、やはりこちらも3種農地でありまして、周辺は宅地化の進んだ地域でありまして、周辺農地への影響はないと考えられますので、参考にしていただきたいと思えます。

議長 それでは、打ち切ります。  
ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。  
それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思えます。  
なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に11番から17番の7件、2班に6番から10番の5件、併せて計画変更2番の計6件、3班に1番から5番の5件、併せて計画変更1番の計6件、以上合計19件を付託します。  
これより書類審査のため、暫時休憩とします。  
なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 1:55)

(書類審査)

(再開午後 2:25)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。  
運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の4番、5番及び関連する議案第3号、5条関係、7番、8番の案件申請者から説明を求めたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条関係の4番、5番及び関連する5条関係の7番、8番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号4番5番及び議案第3号7番8番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

4番ほか申請者 私のほうから自己紹介します。今回、営農者、〇〇と同時にやっています〇〇さんです。それから、一緒に技術を担当しています〇〇さんです。私が行政書士をしております。よろしくをお願いします。

事務局 申請内容の説明をお願いします。

4番ほか申請者 2件ありますけれども。

事務局 順番に。そしたら、〇〇のほうから先に。

4番ほか申請者 今回営農型太陽光で、発電事業者が〇〇です。それで、営農者は〇〇です。

営農の作物につきましては、ブルーベリーを作っております。去年は50キロワット未満の太陽光をまかなっています。同じように〇〇につきましても、同じようにブルーベリーを作っていますが、発電事業者も同じ〇〇、営農者は〇〇です。ブルーベリーにつきましては、3年前で植え替え等を行ったのが昨年、去年とやっておりまして、少し発育はよくないかなというふうに思っていますが、今後も新しい事業を考えながらやっていきたいというふうに考えていますので、ご審議のほうよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

意見のある方はお願いします。

1番。

1番委員 1番です。今日は、大変ご苦労さまでございます。21日の日に、総会に先立ちまして現地調査ということで、何人かで伺いました。見た限りでは全然手入れが行き届いていないという状況ではないかなと。通常ブルーベリーをやるだとか、物によってはしないでしょうけれども、防草シートを張って草が生えないようにするとか、鉢植えとかポットみたいなのでブルーベリーを植えて管理が楽なようにするとか、いろいろそういうところもありますので、21日に見させていただいた限りでは大分ひどい状態になっていますので、何かしら対策が要るのではないかと。周りにフェンスもしてあるのですが、出入り簡単にできては困るのでしょうか、出入りもできないで中も確認できない状態です。ブルーベリーの木が確かに植わってはいるのですが、オレンジ色のリボンがついていなければどこにあるのかわからないよというレベルの話なので、ひとつその辺のところを善処していただいて、営農型の太陽光なので、ぜひそういう運用をお願いしたいなと思います。その辺のこれから先の予定なんかを教えていただければありがたいです。

4番ほか申請者 〇〇です。よろしくお願いします。先ほどお話のありました除草のほうですが、ちょっと除草のほう遅れていまして、昨日、今日で大体終わりになりそうということなので、2か所終わっているのですが、〇〇だけちょっとまだやっている途中です。それから、あと、苗木の関係ですが、今鉢を云々とかという話も出たのですが、うちのほうでも鉢の実験を随分前からやっ

ているのですけれども、今回鉢の代わりにこれを巻くということで、この資料の写真見てもらうと分かるのですが、結構色青く写っているのですけれども、結構生育よくなっていますので、これは麻袋に土を巻いて、それを植えたということなのです。それでもって保湿や保温を保とうと。それで、ブルーベリーの場合は、10月、11月の定植が非常にいいということで、その代わり逆に言ったら冬場の低温の障害が出やすいということもありまして、これで巻いてしまっただけで、保水もしますし、その辺もやって生育をよくさせようということで、次回からこれを使って移植しようと思っていますので。今、私もちょっと行ったところ、今年の春先ですと、欠株として全く植わっていないところもあったぐらいなので、欠株自体が乾燥によるものと、もう一つはイノシシにやられているというところが2か所ありまして、その辺も対策としては今考えていますので、そんなところですよ。あと、先ほどちょっと出たのですけれども、防草シートの話ですけれども、行く行くは全く栽培してないところには防草シートをしていこうという計画もありまして、早いうちにフェンスの周りのほうからまず防草シートを始めていって、雑草防除をしていこうかと思っています。それで、様子を見て、取りあえず今年、来年のうちはまずフェンスの周りからということで行いたいと思いますので。

以上です。

1 番委員 根巻き栽培とかというのですかね、結局これは温度の関係でこういうことをするという話なのですが、基本的に気温が低くてなんかではなくて、草にやられて木がなくなってしまったのではないかと思うのですけれども、手入れさえ草刈りができれば、何回か通っていただいて草刈りなり管理ができるようになれば別に防草シートだって要らないし、安くできるのではないかと私は思ったのですけれども、その辺のところは管理的にちょっと難しいということなのですかね。

4 番ほか申請者 そんなことはないのですけれども、大体前回去年あたりでも業者と私のほうで入って、3回、4回ぐらいは入っているのですが、皆さん農家だったら知っていると思いますけれども、刈った翌日なんか雨降って天気よくなればだっと伸びてきますので、年に3回、4回入っても全然問題にならないと思うのです。ある程度最終的には何かしらまたそちらも考えますけれども、今のところはできるだけ手で刈るなりなんなりしていって、防草シートも備えてやっていくようにしますので。

議長 15番。

15番委員 15番です。私も2か所、4番と5番見させてもらったのですが、私もブルーベリーの専門家ではないので、正しい提案といえますか助言は正確にはできないのですが、うちにもブルーベリー10本ぐらいありますが、寒さには強いのではないかなと思います。群馬県は年間で1,400ミリぐらいの降水量ありますから乾燥にもそんなにさらされないのではないかなと思っていますけれども、やはりメインは草だと思うのです。特に〇〇の県道を上っていきますと〇〇という〇〇があります。その交差点のところにやはり営農型でブルーベリーやっています。それはポットで栽培しています。下は防草シート全面。あと、周りは全部ネットで覆われています。もちろんかなりの回数、かなりの頻度で水やりは来ています。ですから、やはり草かなと思います。それとあと、イノシシ、鹿対策。周りをネットで囲えば入れませんので。

4番ほか申請者 ちょっとフェンスの下が開いているのです。私も気づいたのですけれども、この前草刈り行った時に。その間から入ってしまうのです。2か所、1か所は下が開いているのと1か所奥の方をやっていない部分があったので、その辺はちょっと気にはしているのですけれども。

15番委員 実は私は梅作っていますけれども、梅の葉っぱが鹿に全部食べられてしまうのです。ただ、ブルーベリーは食べられていないです。鹿には。鳥です。ほとんど鳥が食べてしまう。人間が取る前に鳥がみんな食べてしまうのです。ですから、やっぱり防鳥ネットが必要かなと感じております。  
以上です。

4番ほか申請者 あと、乾くというのは、どうしても太陽光のパネルがあるので、雨当たらずで乾くのです。全部水が一定方向へ流れてしまうので、植えるところが真下であると乾いてしまう。そこは水がないところになってしまうので。今、太陽光のパネルとパネルの隙間があって、水が落ちるので、そこに植えるようにしたら、去年全くなかったところに残っていますので、それで何とかいけると思います。水のほうは何とかなので、あとはやっぱり今言ったように害虫対策、動物ですね。イノシシが寝て踏みつけた跡が確実にあるところがあるので。その圃場なんかも立て続けに踏みつけられて駄目になっているという感じでした。

15番委員 ですから、最後に申し上げました県道を上っていくと〇〇という〇〇があります。その交差点のところに極めて良好な栽培しているところ、ブルーベリーや

っているところありますので、どうかそこを見学に行ってください。うちそばなので、案内してもいいですけども、実によくやっているところだと思います。

4番ほか申請者 はい、わかりました。

議長 ほかにありますか。

17番委員 17番から。

本日はどうもお疲れさまです。現地を確認させていただきましたが、まず1つ質問したいのが、先ほど今年初めて草刈りをしたという説明がありましたが、〇〇はまだ刈っていない。すみませんが、除草の計画とか人手の計画とかをどのように計画を立てているのか1年間の計画を教えてください。

4番ほか申請者 私のほうでは分からないのですけれども、どうしたらいいでしょう。

17番委員 私が分からないというのは、分かる方が来てるはずなんですけど、ここには。

4番ほか申請者 ここ3年間許可をいただいて営農をやっていました。現地の管理が不十分だったということは確かにそうだったんですが、実際〇〇さんが共にやっている方なのですけれども、〇〇さんが補助してくれるということです。ただ、今ご質問がありましたように、今までの営農、除草計画、今後の計画につきましては、改めて文書で事務局の方へ提出させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

17番委員 それで結構です。先ほどの説明の中に、フェンスが壊されて、フェンスが造られていない場所があることが分かったという説明がありましたけれども、それを改善される予定はないのですか。

4番ほか申請者 それは大丈夫です。

17番委員 直していただけるのですね。

4番ほか申請者 はい。

17番委員 そうすればイノシシは侵入しないですね。せっかくフェンス造っているのに欠陥があったのではもったいないですから。

それと、先ほど15番委員が言われたように、あそこはポットで栽培しているのですけれども、ほぼ毎日来ています。自根ですから水くれは要らないので、最低でも夏場は月に1回、先ほど本人もおっしゃっていましたが、月に1回程度除草しなければ除草していることにはならないのです。しかも、植えている苗木がこんなちっちゃい苗木なので、最低でも3年間ぐらいは夏場は最低でも月1程度の草刈りしなければ苗木は育たない。我々見に行ったとき

は、草がこんなになっていて、苗木はその中に隠れていて、遠くから見て全然分からない状態。ここはぜひ改善していただかないと、これを追認するわけにはいかない。先ほど行政書士の方が言われましたけれども、今年以降で結構ですから、昨年までのことは昨年までのこととして、今後の人手の人員配置、草刈りの予定、計画表、これを提出してください。そのとおりできるかどうか検証してください。お願いします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

8 番。

8 番委員 8 番です。余分なことかもしれませんが、1 つだけ確認してください。土壌、営農型をやっているところが昔桑の木が植わっていたかどうか。桑の木が植わっていたところだと、もしかしたら紋羽病というのがあって、20 年間ぐらいは土壌消毒しないとほかのものを植えても駄目なところがあります。安中市は、養蚕たくさんやっているところ、松井田も養蚕やっているところがあるのですけれども、やっていたところでそのものを植えると育たないところがあります。それだけちょっと確認、助言というか、したほうがいいと思います。

以上です。

1 番委員 ○○は田んぼ。

8 番委員 田んぼだった。では、いいね。

1 5 番委員 ○○は桑のお化けみたいな木がありました。桑原だったのではないのでしょうか。

議 長 地主さんに聞いてください。

ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

どうもご苦労さまでした。

(議案第 1 号 4 番 5 番及び議案第 3 号 7 番 8 番案件申請者退出)

議 長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2 : 4 1)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2 : 4 3)

議 長 それでは、会議を再開します。

それでは、議案第 1 号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求め

ます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、6から8番と10番の合計4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 3番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、4番、5番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしているので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から3番の3件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

議 長 2班。

2班班長 3番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たして

おりますので、許可相当であります。

以上。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、11番から17番の7件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 3番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、6番から10番の5件です。及び計画変更の2番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議長 3班。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から5番の5件です。及び計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。  
これより議案第3号に対する採決を行います。  
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。  
次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。  
本案のうち、1、利用権設定関係の番号1番は、3番委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項、「議事参与の制限規定」に該当するため、番号1番を案件1、番号2番から31番および2の利用権設定関係（一括方式）を案件2として、2回に分けて審議をいたします。  
初めに、案件1を議題といたします。本件は、3番委員が「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、3番委員の退室を求めます。  
（3番委員退室）

議長 それでは、案件1について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。  
令和6年5月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。  
農用地利用集積計画は、議案書7ページ記載の1、利用権設定関係の番号1番の1件です。改定前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。  
案件1について質問がありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。  
お諮りします。案件1、農用地利用集積計画の承認についての1、利用権設定

関係1番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号のうち、農用地利用集積計画の承認についての1、利用権設定関係の1番は、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

ここで3番委員の入室を許可します。

(3番委員入室)

議長 それでは、次に案件2について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和6年5月27日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書7ページ記載の1、利用権設定関係、議案書番号2番から31番、議案書8ページ記載の2、利用権設定関係（一括方式）の議案書番号1番から4番の34件です。改定前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件2について質問がありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

それでは、お諮りします。案件2、農用地利用集積計画の承認についての1、利用権設定関係の2番から31番、2、利用権設定関係（一括方式）について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号のうち、農用地利用集積計画の承認についての1、利用権設定関係の2番から31番と2、利用権設定関係（一括方式）は、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和6年第5回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 2時56分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和6年5月27日

安中市農業委員会会長

4番委員

14番委員